

<b>県営農道整備事業</b> <small>※この事業は、平成21年度以前に着手した農道に限定</small>	事業主体 県	所管課班	㊦農村振興課 地域計画班
			㊧農村整備課 農村環境整備班

### 事業の内容

農道網を有機的合理的に整備することにより高生産性農業を促進し、もって農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資するものである。

### 採択基準

1. 採択基準	事業区分								
	広域営農団地農道整備事業		基幹農道事業	一般農道整備事業				農道保全対策事業	
	広域	ふれあい		一般	樹園地	集落間	中山間	点検診断事業	保全対策事業 緊急対策事業
1) 受益面積 (農振農用地)  特例値 該当法令	おおむね 1,000ha以上	おおむね 200ha以上	おおむね50ha 以上	おおむね50 ha以上	同左	おおむね 30ha以上	同左	－	50ha以上
	おおむね 300ha以上 ①②③④⑤⑧	－ －	おおむね30ha 以上	おおむね30 ha以上 ②③④	同左 同左	－		－ －	－ －
2) 事業費	20億円以上	20億円以上	1億円以上	5千万円以上	同左	同左	同左	－	3千万円以上
3) 車道幅員(m) 特例値 該当法令	車道幅員 5.0 4.0 ①②③④⑤⑧	連携する道 路事業と調 整した幅員	車道幅員 4.0 3.0	全幅員 4.5 4.0 ②③④⑥⑧	注1 注2 幹線は 同左	車道幅員 4.0 －	全幅員 4.0	－ － －	－ － －
4) その他基準	－	注4であっ て⑩に該当 する地区		－	樹園地 又は⑩ ⑫⑬を 主とし た区域	⑨又は⑩ に該当す る区域	②③④の いずれか 該当する 地域であ って注3 に該当	旧事業が広域農道事業 の場合は、広域農道事業 の予算の範囲内で実施 旧事業が一般農道事業 又は農免農道事業を除く その他の事業の場合は、 一般農道事業又は基幹農 道事業の予算の範囲内で 実施	
5) 車種構成	自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるものであること								

### 特例値該当法令一覧

- ① 離島振興法
- ② 山村振興法
- ③ 過疎地域活性化特別措置法
- ④ 半島振興法
- ⑤ 特定農山村における農林業等活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- ⑥ 豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯
- ⑦ 水源地域対策特別措置法
- ⑧ 急傾斜地帯（受益地の平均傾斜度が15度以上の地域、水田地帯は除く）
- ⑨ 構造改善局長が定める地域（林野率50%以上、主傾斜1/100以上の農用地の面積が50%以上）
- ⑩ 5法指定（①②③④⑤）を受けた区域および準ずる区域
- ⑪ 野菜生産出荷安定法
- ⑫ 田畑輪換を行う水田地帯の農用地
- ⑬ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律

注1：幹線は一般と同じ，全幅員支線3.0，末端2.0

注2：幹線は一般と同じ

注3：国営農地再編集整備事業（中山間地域型）と一体的に行う地区で中山間地域広域連携整備促進計画に位置づけられた地区

注4：「中山間活性化・都市交流促進モデル事業計画」に位置づけられている農道であること〔農道保全対策事業〕

点検診断事業 利用環境の把握，現状機能の評価，保全対策の検討に必要な調査，保全対策計画の策定

保全対策事業 施設機能保全対策：老朽化等により機能低下した施設の修繕，補強及び更新並びに施設機能の保全に必要なその他の工事

交通安全及び物流効率化対策：防護柵の整備，交差点の改良，歩道及び自転車道並びに横断歩道橋の整備，踏切，標識及び照明施設の整備，積雪寒冷地域対策工の整備，路面（路体，路床及び路盤を含む）の改良勾配及び線形の改良並びに駐車場，ライフライン収容施設及び農業多目的広場の整備

環境保全対策：農道沿道の並木，花壇等の施設用地，芝生，照明施設，農道の管理用として設置する遊歩道等整備，農道周辺の生態系の保全等に資する農道横断施設及び進入防止施設の整備

緊急対策事業 供用中の農道において災害等の不測の事態が発生し，又は発生するおそれがある場合の緊急的な機能回復又は予防等の措置

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備 考
	広 域 農 道	広 域 農 道	50	36	14	—	
ふ れ あ い		50	未定	未定	—		
基 幹 農 道		50	11/30	4/30			
一 般 農 道	一 般 ・ 樹 園 地	50	30	20	—		
	集 落 間	50	30	20	—		
農道保全対策	点 検 診 断 保 全 対 策 緊 急 対 策	50(45)	25(33)	25(22)	—	※（ ）は、旧農道環境整備事業	

ふるさと農道緊急整備事業	事業主体	県	①農村振興課	地域計画班
		市町村	所管課班 (県営のみ)	②農村整備課 農村環境整備班

### 趣 旨

農道整備事業は、農村地域において農業生産の近代化や農産物の流通の合理化を図り、併せて農村改善に資する事業として推進している。しかしながら、農村地域は過疎化、高齢化が特に進展しており、その活性化を図るためには、農業の振興と定住条件の整備を図ることが急務となっている。このため、農道整備事業と地方単独事業を効果的に推進していく「ふるさと農道緊急整備事業」を創設し、農道整備の一層の促進を図るものである。

### 事業内容

ふるさと農道緊急整備事業	事業内容	備考
1) 農道整備事業と組み合わせ実施する地方単独事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>農道整備事業として採択された路線の一部を地方単独事業で実施（促進型）</li> <li>農道整備事業に併設または、合併して実施する地方単独事業（合併型）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>併設または合併する事業とは、歩道、幅員の拡幅等</li> </ul>
2) 単独で実施する地方単独事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>農道整備を地方単独事業として実施</li> </ul>	

### 採択要件

- ① 集落間または集落と基幹的道路若しくは基幹的公共施設等とを結ぶ等、農村地域の定住環境の改善に資する農道の新設・改良。
- ② 地方公共団体が実施し、管理することとなる農道。
- ③ 県営事業にあつては次の項目に該当するもの
  - ア) 農道の新設・改良
    - ・受益面積 50ha以上
    - ・車道幅員 4.0m以上
    - ・延長 1,000m以上（離島、振興山村、過疎地域にあつては800m以上）
  - イ) 橋 梁
    - ・受益面積 50ha以上
    - ・車道幅員 4.0m以上
    - ・延長 50m以上
  - ウ) 組合せ施行については、上記にかかわらず実施できる
- ④ 市町村営事業にあつては次の項目に該当するもの
  - ア) 農道の新設・改良（舗装のみを含む）または橋梁等特殊構造物
    - ・受益面積 おおむね10ha以上

### 事業主体、事業計画等

- ・事業主体 県、市町村
- ・事業計画 事業主体が「ふるさと農道緊急整備計画」を策定
- ・事業実施期間 平成20年度～平成24年度の5年間

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備考
	県営ふるさと農道緊急整備事業		—	80	20	—	うち起債90%
	市町村営 "		—	—	100	—	"